

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : (株) 西日本光創  
業者の住所 : 福岡県福岡市早良区四箇 6 - 1 6 - 3 9
- 2 指名停止措置期間 : 平成22年 3月30日～平成22年 4月29日(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

### 4 事実概要

(株)西日本光創は、平成20年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、本来、建設工事の請負契約には該当しないものを完成工事高として記載した。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、平成22年2月4日、福岡県知事から指示処分を受けた。

### 5 指名停止措置理由

(株)西日本光創が、建設業法に違反し福岡県知事より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第12号(建設業法違反行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 12 関係区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通 4 - 1 - 2 2

アーバンエース三宮ビル 1 2 階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026